

虐待防止のための指針

東京ほくと医療生活協同組合

生協王子歯科

【基本方針】

東京はくと医療生活協同組合が運営する歯科事業所（以下、事業所という）において、利用者または入所者（以下、利用者という）の人権を尊重し、下記に定義される虐待および関連する不適切ケアのいずれも行いません。また、虐待の早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針にもとづき、高齢者及び障害者福祉の増進に努めます。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。または、利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること。
- ④介護放棄（ネグレクト）：意図的であるか結果的であるかを問わず、介護者の行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や利用者自身の身体、精神的状態を悪化させること
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当な財産上の利益を得ること。本人の希望する金銭を理由なく制限すること。

【虐待等に係る苦情処理の徹底】

事業所内における虐待防止の為に、事業所は、利用者及びその家族等からの苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限努力します。

【虐待の早期発見】

日々の利用者へのモニタリングにより、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに兆候が現れた利用者については、速やかに事業所責任者に報告し、虐待防止委員会を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証します。

【市区町村への通報】

職員は、事業所内外での虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、事業所の所在する市区町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。その利用者の生命または身体に重大な危険が生じている等緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先します。また、通報した職員については、このことを理由に解雇そのほか不利益な対応は行いません。

		電話番号		
北区	高齢者虐待防止センター	3908-1112		
	介護保険課給付調整係	3908-1119		
	障害者虐待防止センター	3908-9081		
荒川区	介護保険課事業者支援係	3802-4037		
	高齢福祉課地域包括調整係	3802-4032		
	障害者虐待防止・差別解消センター	3802-3111（内線2687）		
足立区	高齢福祉課高齢援護係	3880-5269		
	介護保険課事業者指導係	3880-5746		
	障害福祉課虐待防止・権利擁護担当	3880-6261		

【事業所責任者の責務】

事業所責任者は虐待等に係る苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する虐待防止に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負います。

【事業所職員の責務】

事業所職員は日頃の関わりを通じ、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに事業所責任者に報告します。ここでいう、「と思われる」とは、確たる証拠を必要とするものではありません。また、職員は虐待に至らないまでも、その兆候を発見した時には、速やかに事業所責任者に報告する責務を負います。

【虐待防止のための職員研修に関する基本方針】

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針にもとづき虐待防止徹底します。
- ② 本指針に基づく研修は、年1回以上実施することとし、実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し保管します。

【虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項】

- ① 虐待が発生した場合には、速やかに事業所所長へ報告します。虐待者が所長本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- ② 事業所所長は、報告をおこなった者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等をおこなった当人に事実確認をおこないます。虐待者が所長の場合は、他の上席者が代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。確認の経緯は、時系列で概要を整理し記録します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応

の改善を求め、役職を問わず、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

- ④上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断された場合は、市区町村の外部機関に相談します。
- ⑤事実確認をおこなった内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において、原因除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

【成年後見制度の利用支援に関する事項】

利用者またはご家族等に対し、利用者の権利擁護が図られるよう、利用可能な成年後見制度等について説明し、地域包括支援センター等と連携し、適切な窓口を案内する等の支援をおこないます。

【虐待に関わる苦情解決方法に関する事項】

虐待に関わる苦情が生じた場合、苦情受付担当者は、誠意をもって対応するとともに、重要事項説明書に記載されている苦情相談窓口においても苦情を受け付けている旨を利用者またはご家族等に伝えます。

【本指針の閲覧に関する事項】

本指針は、事業所内に設置し、職員、利用者及びご家族等は、いつでも閲覧することができます。また、当法人のHPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

【委員会その他事業所内の組織に関する事項】

① 「虐待防止委員会」の設置及び開催

委員会は年1回開催を基本とし、必要に応じて臨時招集をするものとします。以下について協議します。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待の防止のための職員研修に関すること。
- ・虐待が発生した時に原因等の分析を行い再発の確実な防止策に関すること、その効果を評価すること。
- ・そのほか虐待防止に関すること。

① 委員会の構成メンバー

- ・管理職責者及び歯科医師で構成します。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。